|  |
| --- |
| 村営住宅入居に際しての注意事項 |

１　申し込みは１世帯一通に限ります。夫婦の他親族、婚約者同士でそれぞれ別々に申し込んだ場合、万一誤って申し込みを受付当選されても重複申込みとみなして、その全部を無効とします。また、偽りの記入をしている場合も同様とします。

２　申込人（本人）は世帯主を原則とします。

３　提出された書類は一切お返ししません。

４　敷金は家賃の３ヵ月分を入居手続きの時納入していただきます。

５　入居してから３年経過した後に収入が基準を超えたときは、明渡しの努力義務が生じます。

６　明渡しの努力義務が生じた後、やむを得ない事情により直ちに退去できない場合は、家賃のほかに割増賃料が加わります。

７　村営住宅では犬、猫、鳩、鶏等の動物は飼えません。

８　次の項目に掲げる費用は入居者の負担義務があります（家賃とは別途）。

①　共　益　費：屋外電燈・電気料、共同水栓、浄化槽清掃・点検費、エレベーター動力、高架水槽ポンプ、集会所の光熱料

②　衛生掃除費：チリ収集料金等

③　共同施設費：各電燈、樹木草花の手入費、遊具・遊び場等の遊具設備の小修理、共同アンテナの維持管理

④　運転、保全の経費：各施設の運転及び保全の委託料金（浄化槽等）

⑤　その他入居者の当然必要となる諸経費

９　畳の表替、破損ガラスの取替、フスマ張替、壁の塗替等、軽微な修繕及び給水栓点滅器、その他附帯施設の構造上重要でない修繕に要する費用

10　管理人から要請のある作業等は協力し、団地敷地内の維持管理に努めること（草刈り等）。